

ほくと地域応援券 第3弾



新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる地域経済の活性化を図ることを目的として、北斗市商工会が事業主体となり、北斗市内で利用できるクーポン券を、市民のみなさんへ配付します。

- 配付対象者／北斗市全市民(令和3年4月30日現在において住民登録がある方)
- 配付額／一人につき5千円
- 利用期間／到着日から令和3年9月30日(木)まで
- 配付方法／郵送(ゆうパック)
- 配達期間／7月4日(日)～14日(水)

※当初6月上旬の送付を予定しておりましたが、緊急事態宣言の発令や外出自粛要請などを踏まえて、送付を見送っておりました。

※ほくと地域応援券は9月30日まで利用可能です。新型コロナウイルス感染症対策に努めながらのご利用をお願いいたします。

お問い合わせ

■応援券の利用方法や利用可能店舗に関する事
■取扱店の登録に関する事

問 北斗市商工会 ☎73-2408

■応援券の配送状況に関する事

問 北斗郵便局郵便部 ☎73-7797

■配付対象世帯員に関する事

問 市役所水産商工労働課[内線285～287]

北斗市感染予防対策等支援補助金

新型コロナウイルスのさらなる感染対策として、飛沫感染やエアロゾル感染、接触感染等の防止につながる機器等を、店舗が設置するための購入経費の一部を市が補助します。

●補助内容

- ▷補助率／5分の4以内(対象経費(税抜)に5分の4を乗じて得た金額(1,000円未満切捨))
- ▷補助上限／1事業者あたり50万円(1事業者あたり1回限りの申請となります。)
- ▷対象経費／3密の解消や飛沫感染、接触感染等の防止につながる、店舗の設置備品の購入に要する経費(国、道、その他の補助金等を受けたものは除く。)

●補助対象要件

- ①対象事業者／次の各号のいずれにも該当するもの。
(1)北斗市内で下記③に定める対象業種に該当する事業を営む法人または個人事業者(市外に本店所在地を置く法人、市外に自宅住所を有する個人事業者を含む。)
 - (2)令和3年4月1日以前に、必要な許認可等を取得のうえ開業し、営業等の実態がある事業者
 - ②対象施設／不特定多数の人が共有するスペースがある市内の店舗・施設
 - ③対象業種／小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、不動産業、物品賃借業(自動車、スポーツ、娯楽、その他)、医療業(療術業)、技術サービス業(写真業(商業写真を除く))、保険業、その他のサービス業(集会場)、教育、学習支援業(学習塾、教養・技能教授業、他に分類されないもの)
- ※店舗・事業スペースが居住部分と共用の場合は対象外。
- ▷対象外業種／農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利

採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、金融業、学術研究、専門サービス業、福祉、複合サービス業

- ④補助対象事業期間／令和3年4月1日以降に発注し、令和3年12月31日までに事業が完了するもの
 - ⑤対象経費／パーティション(座った人の頭が隠れる高さ、机と同じ幅など)、二酸化炭素濃度測定器、HEPAフィルタ搭載の空気清浄機、エアコン(換気機能付き)、自動手指消毒器、体温検知カメラ、非接触型体温計など
- ▷対象経費とならないもの／マスク、フェイスガード、消毒液などの消耗品等、その他直接的に感染防止対策に繋がらないもの

※対象業種及び対象経費については、市公式ホームページにてご確認ください。

●申請期間

令和3年7月1日(木)～令和3年12月31日(金)

〈消印有効〉

●申請方法

市公式ホームページから申請書をダウンロードし記入のうえ、市役所水産商工労働課へ郵送で提出してください。(インターネット環境がない場合は、申請書を郵送しますのでお問合わせください。)

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/10266.html>

問 市役所水産商工労働課[内線284～287]

